

第 1 編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務、市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法3②④関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び大分県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、豊後高田市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、武力攻撃事態等における「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資する。

(2) 市国民保護計画の目的（法35、182②関係）

市は、市の責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条第2項の規定に基づき、市国民保護計画において次の事項を定める。

- ア 市内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 上記に掲げるもののほか、市内に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 豊後高田市地域防災計画等との整合性の確保

市においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、豊後高田市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を策定し、台風や地震などの自然災害に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、市国民保護計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要があることから、市国民保護計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。なお、本計画に定めのない

事項については、市地域防災計画等の例によるものとする。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し（法35⑦、39関係）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、豊後高田市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法35⑥⑧、39③関係）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力するとともに、次に掲げる点を市の基本方針と位置づけ、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。（法3②④関係）

（1）基本的人権の尊重（法5関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保証する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

（2）国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続についてできる限り迅速に処理するよう努める。

また、豊後高田市文書取扱規程（平成17年豊後高田市訓令第8号。以下「文書取扱規程」という。）の定めるところにより、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

（3）国民に対する情報提供（法8関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対する情報提供の整備に努める。

（4）関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（5）国民の協力（法4③関係）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（6）高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（7）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法7関係）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

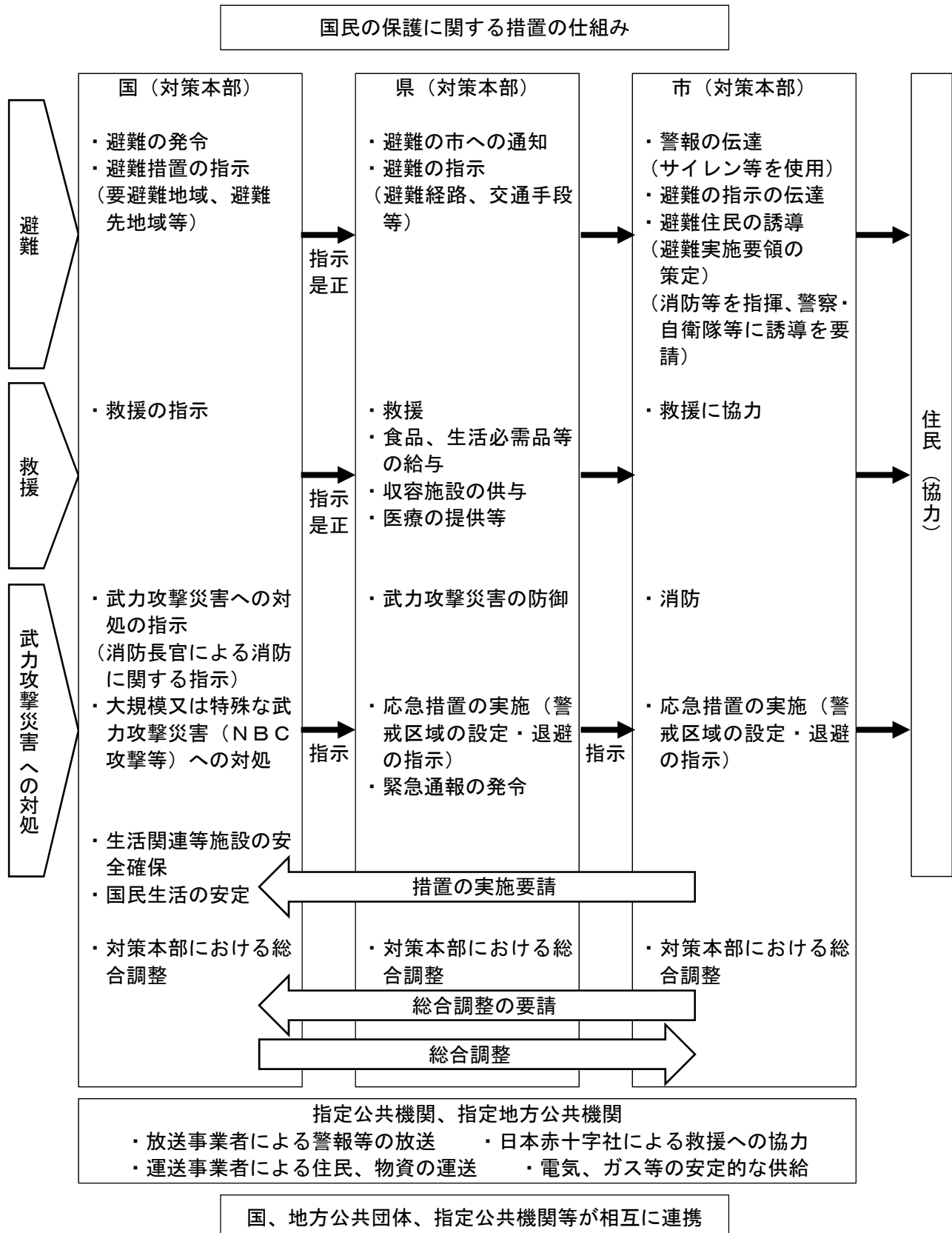
（8）国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22関係）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に

配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。



1 市（法16①②関係）

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊後高田市	1 豊後高田市国民保護計画の作成 2 豊後高田市国民保護協議会の設置、運営 3 豊後高田市国民保護対策本部及び豊後高田市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県（法11①②関係）

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県	1 大分県国民保護計画の作成 2 大分県国民保護協議会の設置、運営 3 大分県国民保護対策本部及び大分県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の実施 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続き
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
大分労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 災害時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保全
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の運航の安全確保
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第七管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

第4章 豊後高田市の地理的、社会的特徴

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経131° 26′、北緯33° 33′、東西の距離17.1km、南北の距離23.2km、総面積206.64k m²である。東は国東市、西は宇佐市、北は周防灘に面し、南は杵築市にそれぞれ接している。

(1) 地形の特徴

ア 河川

市内の主要な河川は、高田地区には桂川、真玉地区には真玉川、香々地地区には竹田川が走り、それぞれ周防灘に注がれ河口付近に市街地が形成されている。

イ 地形

市の地形は、市東部から南部にかけては、ハジカミ山、尻付山、両子山や日本三叡山に数えられる西叡山等の山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から、放射状に谷や峰々が延びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川が走り、河口付近に市街地が形成されている。一部に田染盆地のような小盆地が見られる。また、香々地地区海岸線及び真玉地区透留岬は、断崖絶壁のリアス式海岸が発達している。

(2) 気候

本市は、夏季は降水量が少なく晴れの日が多いため瀬戸内式気候に、冬季は曇りや雨、雪の日が多いため日本海式気候に近い気候となっている。

2018年から2022年までの間の年間降水量の平均は、およそ1,364mmで、6月～8月ころに多いいわば梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬季は、降雪によって路面が凍結することもある。

台風以外の大雨は、秋雨前線・梅雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。

また、大気が不安定な時に起こる雷雨も総雨量は、少ないものの短時間で集中して降る場合もある。

(3) 人口分布

ア 人口

本市の人口は、令和2年度国勢調査の結果では、9,584世帯で22,112人（男10,407人、女11,586人）である。65歳以上の高齢者の占める割合は、38.1%で高齢化率が高くなっている。

イ 外国人

令和2年3月末現在では、市内には、外国人登録者が653人いる。

(4) 道路の位置等

本市の主要な交通網は、道路では市内の海岸沿いを走る国道213号をはじめとして、主要地方道4路線、一般県道8路線、市道（1級35路線、2級71路線）、一般市道、農道、林道及び私道からなっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態の類型

この計画においては、武力攻撃事態として次に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴	留意点
・船舶による場合 沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい ・航空機による場合 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい ・国民保護措置の実施地域 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 ・被害 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火薬など	・事前準備が可能であり、先行避難が必要 ・広域避難の混乱発生防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路の確保、交通規制の実施 ・国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 ・避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確保

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴	留意点
・突発的な被害の発生の可能性 ・都市部の中核、橋りょう、ダム、原子力関連施設への注意が必要 ・被害は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある（生活関連等施設の被害） ・NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用されることも想定	・武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民の速やかな避難 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、住民の危険防止のための緊急通報の発令、知事及び市長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴	留意点
・ 発射段落での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難 ・ 弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・ 通常弾頭の場合、被害は局限され、家屋、施設の破壊、火災等を想定	・ 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 ・ 発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施 ・ 当初は屋内避難を指示、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾道の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・ 避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ・ 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難

(4) 航空攻撃

特徴	留意点
・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標 ・ 被害は、家屋破壊、火災など	・ 攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示の必要 ・ 屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下鉄駅舎等の地下施設に避難 ・ 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難 ・ 生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止が必要

2 緊急処理事態

緊急処理事態として、次に掲げる事態例を対象として想定する。

項目	類型別	形態	主な被害の概要
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	原子力事業所等の破壊	大量の放射性物質等の放出、汚染された飲食物等の摂取により被ばくする。
		危険物積載船への攻撃	危険物の飛散による住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等による社会経済活動への支障が生ずる。
		ダムの破壊	下流域へ及ぼす被害は、多大なものとなる。
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	大規模集客施設の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ダーティボム等の爆発による被害は、爆弾の破片等による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・放射能によって、後年ガンを発症することもある。
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・人に知られることなく散布が可能であり、被害の態様は生物剤によって異なる。 ・人を媒体とする生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が考えられる。
		・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・臭気の有無等その性質は、化学剤によって異なる。 ・被害の範囲は、地形、気象等により変わる。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

3 NBC攻撃

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。）は、特殊な対応が必要であり、留意点等については、次に定めるとおりである。

(1) 共通の留意点

- ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の確定及び防染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・消防機関、都道府県警察は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、防染、救助等を実施
- ・関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる。
- ・避難住民誘導の際は、風下方向は避け、皮膚の露出を極力抑えさせる。
- ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋等への避難・特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る。
- ・国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに実施

(2) 核兵器等の場合

- ・避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- ・汚染の疑いがある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等による内部被ばくを防止
- ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域は、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じ、放射線の影響を受けない安全な地域への避難誘導
- ・医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣
- ・被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施

(3) 生物兵器の場合

- ・人に知られることなく散布が可能、二次感染の拡大防止が課題
- ・国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定
- ・感染源となった病原体の特性に応じた医療活動の実施、感染者の入院、治療によるまん延防止
- ・国民に必要なワクチン接種とそれに関する情報についての広報
- ・医療関係者に対する天然痘等のワクチン接種等所用の防護措置の実施

(4) 化学兵器の場合

- ・迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び防染、被災者の救助等、汚染の拡大防止措置の迅速な実施
- ・早期に患者を防染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施